

地震の発生及び気象警報等が発令された場合の緊急措置について 《地震発生時の措置》

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	登校前	・ 臨時休業
	登校中	・ 児童は危険な場所をさけ、安全な場所に一時避難する。 ・ 揺れがおさまった後、原則として児童はそのまま集団登校する。 ・ 学校は登校してきた児童を保護し、在校中に大地震が発生した場合と同じ対応をとる。
	在校中	・ 授業は中止し、安全な場所に一時避難する。 ・ 児童を体育館に待機させ、保護者が迎えにくるまで保護・監督にあたる。
	下校中	・ 児童は危険な場所をさけ、安全な場所に一時避難する。 ・ 揺れがおさまった後、原則として児童はそのまま帰宅する。
翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断する。臨時休業の連絡がない限り登校する。		
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうか判断する。臨時休業の連絡がない限り登校する。	

《気象警報発令時の措置》 茨木市及び北大阪に「暴風警報」が発令された場合

1	午前7時に発令中の場合	自宅待機
2	午前9時までに解除の場合	解除された時点で登校（できるだけ集団登校） 給食あり
3	午前9時に発令中の場合	臨時休業
4	登校後に警報が発令された場合	教育委員会の指示を受けて集団下校 （保護者が不在で、近所の人などに見てもらえない場合は、児童は学校に待機し、保護者の迎えを待つ）

※暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報が発令された場合は、休校ではありません。平常通り登校してください。

※午前9時までに「暴風警報」が解除された場合でも、2016（平成28）年度より給食が提供されることになりました。

◎基本的な措置は上記の通りですが、状況に応じて措置を変更することもあります。

PTA 緊急連絡メールや、地区ごとの電話連絡網による情報を必ずご確認ください。

◎緊急措置の際には、連絡や点検等で地区委員さんにご協力をお願いすることがあります。

◎学校が臨時休業になった日、及び暴風雨警報発令中は、学校施設は使用できません。

《その他》

不慮の事態が起こった場合は、速やかな避難行動及び、正確かつ迅速な情報収集を行い、落ち着いて行動をする。